

雇入れ時の安全衛生教育講習会について（ご案内）

一般社団法人 伊勢崎労働基準協会

労働安全衛生法では、事業主は労働者を雇い入れた時は、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことを義務付けています。（労働安全衛生法第 59 条）

実際に発生した労働災害を分析すると、雇入れ間もない労働者、パートタイマーなど経験年数の浅い者が多数被災しています。

本年も当協会では、前橋労働基準監督署の指導の下、事業主に代わり下記により、講習会を開催することとしました。今春雇い入れた労働者等や経験年数の浅い方をはじめ、教育指導者役の方も対象に実施いたしますので、是非受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1 日時・会場

月 日	時 間	会 場
4 月 2 3 日（木）	午前 9 時～午後 4 時	伊勢崎商工会議所

2 講習内容

安全な仕事の基本や進め方、職場の安全衛生、仕事と健康など、法定の教育項目のほかに、関係法令や最新情報などをわかりやすく講義します。

- 3 受講料（1人） 開催日 1 週間前までに、指定口座に振込か、協会へ持参願います。
- | | |
|------|---------------------------------------|
| 協会員 | 8,118 円【受講料 7,150 円、テキスト代 968 円】消費税含む |
| 非協会員 | 9,218 円【受講料 8,250 円、テキスト代 968 円】消費税含む |

4 申込方法

別紙申込書により、F A X、郵送または持参にて、当協会あてにお申込みください。

▼受講料振込の場合は、下記金融機関をご利用ください。

振込先：アイオー信用金庫 うえはす支店 普通 0410331
群馬銀行 伊勢崎支店 普通 0515480
東和銀行 伊勢崎支店 普通 3133542
口座名義：シャ) イセサキロードウキジュンキョウカイ
一般社団法人 伊勢崎労働基準協会

5 その他

- ・申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りのないようご確認下さい。
- ・講習修了者には、閉講時に修了証を交付いたします。
- ・講習日は、午前 8 時 5 0 分までには、会場で受け付けを済ませて下さい。